

3. 令和5年伯耆町区長協議会役員の選出について

| 地区 | 集落名 | 氏名 | 備考 |
|------|-----|----|----|
| 八郷地区 | | | |
| 大幡地区 | | | |
| 幡郷地区 | | | |
| 二部地区 | | | |
| 溝口地区 | | | |
| 日光地区 | | | |

※任期：令和5年4月26日～令和5年12月31日

※会長（1人）・副会長（2人）・委員（3人）は、各地区から選出された役員の互選により、決定します。

ただし、副会長の選出については、伯耆町区長協議会規約第5条第2項の規定により、岸本地域・溝口地域からそれぞれ1人ずつ選出することとなっています。